



平成22年3月15日

各 位

会社名 コンドーテック株式会社
代表者 代表取締役社長 菅原 昭
(コード番号 7438 東証・大証第2部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 安藤 朋也
(Tel (06) 6582-8441)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成22年3月13日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(下線は改定箇所を示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレートガバナンスを強化、充実することが経営の最も重要な課題の一つであると認識している。

その実現のためには内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であり、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決定する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、取締役および使用人が法令、定款その他社内規程および社会規範等を遵守した行動の指針とする規程およびマニュアル等を定めて、その周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。

なお、内部監査部門(監査室)は、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 1 項 3 号）
当社は、定例の取締役会を毎月 1 回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。
また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。日常の職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督および指導する。
また、子会社から事業の状況について定期的に報告を受ける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則 100 条 3 項 1 号）
監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査役の職務の執行の補助を委嘱する。
なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則 100 条 3 項 2 号）
監査役のためにより内部監査部門（監査室）を監査役補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を聞き、これを尊重する。
また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査役の同意を得るものとし、人事考課については、監査役が行うものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則 100 条 3 項 3 号）
取締役および使用人は次の事項を監査役に報告するものとする。
(1) 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、その事実に関する事項
(2) 法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合は、その事実に関する事項
(3) 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号）
監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席する。
また、監査役会は、代表取締役および会計監査人と定期的に意見交換する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うものとする。

以上

※投函場所： 兜倶楽部、大証記者クラブ